

移住支援金の交付申請に関する誓約書兼同意書

I 誓約事項

- 1 兵庫県移住支援事業に関する報告及び立入調査について、兵庫県及び播磨町から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、播磨町移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - (2) 移住支援金の申請日から3年未満に播磨町以外の市区町村に転出した場合：全額
 - (3) 兵庫県移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業実施要領に基づく交付決定を取り消された場合：全額
 - (4) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に播磨町以外の市区町村に転出した場合：半額

【就業の場合のみ】

- (5) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額

ただし、2（2）及び（4）について、移住支援金を受給した県内市町から県内の他の事業実施市町や地域へ転出又は転居した場合は、返還すべき額の4分の3について返還を求めないものとする。

II 同意事項

兵庫県及び播磨町が、移住支援事業の実施に際して得た私及び世帯員の個人情報について、兵庫県及び播磨町が定める個人情報の保護に関する法律施行条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用すること並びに当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県及び他の市区町村に提供することに同意します。

また、播磨町が国、都道府県及び他の市区町村並びに就職先の法人等から必要な個人情報を取得することに同意します。

年 月 日

播磨町長 様

住 所 加古郡播磨町

氏 名